

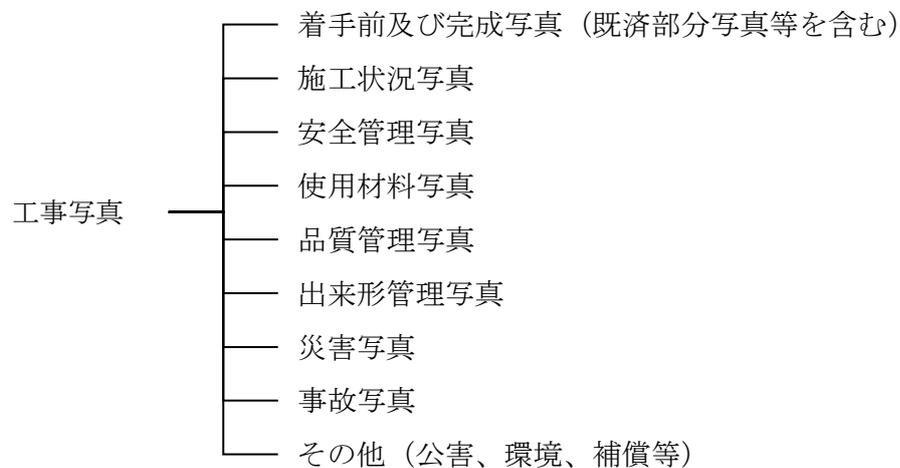
神奈川県企業庁工事等写真管理基準

(適用範囲)

- 1 この写真管理基準は、企業庁で行う工事等の写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。
なお、フィルムカメラを使用した工事等の写真による管理とする場合は、監督員と協議の上決定するものとする。

(工事写真の分類)

- 2 工事写真は、次のように分類する。



(撮影頻度)

- 3 工事写真の撮影頻度は、各仕様書等に基づき撮影するものとする。

(撮影方法)

- 4 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。
 - ① 工事名
 - ② 工種等
 - ③ 測点（位置）
 - ④ 設計寸法
 - ⑤ 実測寸法
 - ⑥ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「神奈川県企業庁電子納品運用ガイドライン【工事編】【工事系委託業務編】」（以下、「電子納品ガイドライン」とする。）に規定する写真管理ファイル（写真管理項目－施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

- 5 工事写真は、次の場合に省略できるものとする。
 - (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整理できる場合は、撮影を省略するものとする。
 - (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
 - (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。
 - (4) 完成後、現地確認可能な装置・機器については、工場における製作・調整中の撮影を省略できるものとする。

(写真の編集等)

- 6 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく小黑板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。

(撮影の仕様)

- 7 写真の色彩やサイズは次のとおりとする。
 - (1) 写真はカラーとする。
 - (2) 有効画素数は、小黑板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。
(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)

(撮影の留意事項)

- 8 工事写真撮影箇所及び頻度について、次の事項を留意するものとする。
 - (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
 - (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
 - (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
 - (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
 - (5) 撮影箇所の指定がない工種については、監督員と写真管理項目を協議の上取り扱

いを定めるものとする。

(整理提出)

9 撮影した写真は「電子納品ガイドライン」に従い、発注者に納品するものとする。

附 則

この基準は平成 19 年 4 月 1 日以降の工事に適用する。

附 則

この基準は平成 30 年 4 月 1 日以降の工事に適用する。